



第63期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年11月24日（木曜日）

開会▶午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市上大曾町492番地1
ホテル東日本宇都宮 3階 「大和」

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面又はインターネット等により議決権をご行使いただき当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願いいたします。

また、本年も引き続き株主総会終了後の懇談会ならびに製品展示につきましては諸般の事情を鑑み、中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

目次

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類/監査報告
- 計算書類/監査報告

マニ株式会社

証券コード：7730

証券コード 7730

2022年11月8日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
マ ニ ー 株 式 会 社
取 締 役 齊 藤 雅 彦
代表執行役社長

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等により議決権を行使できますので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これらの方法により事前に議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月22日（火曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、2022年11月22日（火曜日）午後5時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、議決権行使に際しましては、3～4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年11月24日（木曜日）午前10時	
2. 場 所	栃木県宇都宮市上大曾町492番地1 ホテル東日本宇都宮 3階 「大和」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願いいたします。)	
3. 会議の目的事項 報告事項 第 1 号	第63期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第63期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件	
第 2 号		
決議事項 第1号議案		定款一部変更の件
第2号議案		取締役7名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査したのは本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

第63期期末配当金のお知らせについて

2022年10月11日開催の当社取締役会において、第63期の期末配当金は、1株当たり18円、2022年11月9日（水曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

第63期期末配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間内（2022年11月9日から2022年12月9日まで）にお受け取りください。

配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込み先について」を同封しております。

株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年11月24日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年11月22日（火曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年11月22日（火曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

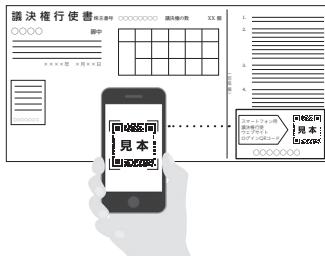
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

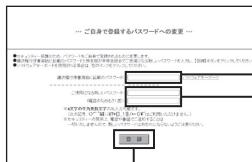
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第63期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社は、2022年11月24日（木曜日）午前10時より、第63期定時株主総会を開催いたしますが、株主様ご自身の健康と安全を確保し、感染拡大を防止するため、事前に書面又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府・経済団体の発表内容等によって、対応内容を更新する場合には、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）にてお知らせいたします。ご来場前に必ず最新の情報をご確認賜りますようお願い申し上げます。

また、同様の趣旨にて、例年より規模を縮小し、下記のとおり対応させていただきますことをご案内申し上げます。

記

■当社の対応について

- ・接触感染のリスクを低減するため、本年も株主総会終了後の懇談会及び製品展示を中止させていただきます。このほか、株主総会ご出席株主様へのお土産の提供を取り止めさせていただいております。
- ・会場は、感染拡大防止策として、座席間隔を広めにとらせていただきます。
- ・本総会につきましては、感染拡大防止及び株主様の感染リスクを最小化するため、株主様の会場におけるご滞在時間を短縮化するべく、円滑な議事運営に努めてまいります。
- ・当社役員及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。

■株主様へのお願い

- ・ご来場前に検温等によりご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染拡大防止にご協力ください。
- ・受付時の検温、会場内でのマスクの常時着用ならびにアルコール消毒液のご使用にご協力ください。当該運用にご協力いただけない方、発熱や咳等の症状がひどい方、その他体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございます。また、株主様の状態によっては、健康管理、感染拡大防止の観点から、ご入場をお断りせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場の際に体調をお尋ねすること等により、ご入場までに時間がかかることが予想されますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

各候補者の顔写真及び抱負を、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）にて掲載いたしております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・主な担当	候補者属性		
1	さいとうまさひこ 齊藤雅彦	取締役兼代表執行役社長	再任		
2	たかはしかずお 高橋一夫	取締役兼執行役副社長	再任		
3	たかいとしひで 高井壽秀	取締役、取締役会副議長、指名委員、報酬委員	再任		
4	まつだみちはる 松田道春	社外取締役、指名委員長、報酬委員、監査委員	再任	社外	独立
5	やのたつし 矢野達司	社外取締役、監査委員長、指名委員	再任	社外	独立
6	もりやまゆきこ 森山裕紀子	社外取締役、報酬委員長、監査委員	再任	社外	独立
7	わたなべまさや 渡部眞也		新任	社外	独立

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本定時株主総会終了後の取締役スキルマトリックス

氏名	企業経営	製造・技術・研究開発	グローバル	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	ガバナンス
齊藤雅彦	○	○	○				○
高橋一夫	○	○		○	○	○	○
高井壽秀	○		○	○	○	○	○
松田道春					○	○	○
矢野達司	○	○	○	○			○
森山裕紀子						○	○
渡部眞也	○	○	○	○			○

各委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	矢野達司（委員長）、高井壽秀、渡部眞也
報酬委員会	森山裕紀子（委員長）、高井壽秀、渡部眞也
監査委員会	矢野達司（委員長）、松田道春、森山裕紀子、渡部眞也

さいとう まさひこ
齊藤 雅彦

再任

生年月日

1967年 5月19日生

所有する当社株式の数

19,600株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

略歴、当社における地位、担当

1990年 4月 (株)松谷製作所 (現 マニー(株)) 入社
 2010年 9月 当社事業開発部長
 2013年 7月 MANI HANOI CO.,LTD.取締役社長就任
 2013年 9月 MANI YANGON LTD.取締役会長就任
 2014年11月 当社執行役就任
 2016年 7月 MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長就任
 2016年 9月 当社執行役生産本部長就任
 2018年 7月 MANI YANGON LTD.取締役会長就任
 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.取締役会長就任
 2019年10月 当社執行役専務企画本部長就任
 2020年 4月 当社執行役専務企画本部長兼開発本部長就任
 2020年 8月 馬尼 (北京) 貿易有限公司監事就任
 2020年11月 当社取締役兼代表執行役社長開発本部長就任
 2021年 9月 当社取締役兼代表執行役社長開発本部長兼品質安全管理本部長就任
 2022年 3月 当社取締役兼代表執行役社長開発本部長就任
 2022年 9月 当社取締役兼代表執行役社長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

研究開発及び生産責任者としての経験と眼科ナイフの開発者としての経験を活かし、当社の製品開発、生産技術の改革や改善活動の指導において重要な役割を果たしているため。また、新製品開発に対しての教育・指導や生産改善活動等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

たかはし かず お
高橋 一夫

再任

生年月日

1955年 1月17日生

所有する当社株式の数

28,400株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

略歴、当社における地位、担当

1978年 3月 (株)ホギ (現(株)ホギメディカル) 入社
2005年 6月 同社執行役員生産部長就任
2009年 6月 同社取締役経営企画部長兼製品管理部長就任
2012年 3月 同社取締役管理部長就任
2013年 8月 当社顧問就任
2013年11月 MANI HANOI CO.,LTD.副会長就任
2014年11月 当社執行役就任
2014年12月 馬尼(北京)貿易有限公司監事就任
2016年 9月 当社執行役管理本部長就任
2016年11月 当社執行役常務管理本部長就任
2018年11月 当社取締役兼執行役副社長管理本部長就任
2019年 3月 当社取締役兼執行役副社長企画本部長就任
2019年10月 当社取締役兼執行役副社長就任
2020年 8月 当社取締役兼執行役副社長営業本部長就任
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長就任
馬尼 (北京) 貿易有限公司董事長就任
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED取締役会長就任
2020年11月 当社取締役兼代表執行役副社長企画本部長兼営業本部長就任
2021年11月 当社取締役兼執行役副社長企画本部長就任 (現任)
馬尼 (北京) 貿易有限公司監事就任 (現任)
2022年 4月 GDF Gesellschaft für dentale Forschung und
Innovationen GmbH取締役会長就任(現任)

重要な兼職の状況

馬尼 (北京) 貿易有限公司監事

GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH取締役会長

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

医療機器製造会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い知識を活かし、副社長及びCFO (最高財務責任者) として重要な役割を果たしているため、また、全社予算管理の総責任者として尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

たかい としひで
高井 壽秀

再任

生年月日

1952年7月20日生

所有する当社株式の数

51,000株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

略歴、当社における地位、担当

1977年4月 (株)日本不動産銀行(元(株)日本債券信用銀行、現(株)あおぞら銀行) 入行

2001年6月 (株)あおぞら銀行人事部付あおぞら債権回収(株)常務取締役就任

2006年10月 当社顧問就任

2006年11月 当社執行役常務兼経営企画部長就任

2007年11月 当社執行役常務就任

2008年11月 当社執行役専務就任

2010年3月 マニー・リソースズ(株)取締役会長就任

2011年4月 同社取締役社長就任

2011年11月 当社執行役副社長就任

2012年9月 馬尼(北京)貿易有限公司監事就任

2013年11月 当社取締役兼代表執行役社長就任

2020年11月 当社取締役兼執行役会長就任
馬尼(北京)貿易有限公司監事就任

2021年11月 当社取締役兼取締役会副議長就任(現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

海外での豊富なビジネス経験と経理・財務の高度な専門知識を活かし、最高経営責任者として重要な役割を果たしてきた経験を有しているため。また、内部統制の充実やコンプライアンスの確立等にも尽力し、上場企業としての会社の体制づくりの根幹を担う等経験が豊富であり、取締役として適任であると判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

まつだ みちはる
松田 道春

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1961年 2月14日生

所有する当社株式の数

300株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

略歴、当社における地位、担当

1983年 4月 中小企業金融公庫（現(株)日本政策金融公庫）入庫
1992年 4月 青山監査法人入所
1998年 1月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年 6月 同法人パートナー就任
2017年 9月 松田公認会計士事務所開設（現任）
2017年11月 当社社外取締役就任（現任）
2018年11月 (株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員就任（現任）
2019年 6月 (株)オーブドア社外監査役就任（現任）

重要な兼職の状況

松田公認会計士事務所所長
(株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員
(株)オーブドア社外監査役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手監査法人で長年パートナーを経験した公認会計士としての豊富な経験と会計に関する高度な専門知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会計の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保及び内部統制システムの強化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、松田道春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 松田道春氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
3. 当社は、松田道春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 松田道春氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

やの たつし
矢野 達司

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1951年6月21日生

所有する当社株式の数

1,400株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

略歴、当社における地位、担当

1974年4月 (株)トーメン入社
 2003年6月 同社執行役員 北米総支配人兼米国トーメン社長就任
 2006年4月 三洋化成工業(株)理事就任(転籍)
 2006年6月 同社取締役兼執行役員就任
 2010年6月 同社取締役兼常務執行役員就任
 2012年6月 同社取締役兼専務執行役員就任
 2016年6月 同社顧問就任
 2019年6月 国際紙パルプ商事(株)(現 K P P グループホールディングス(株))社外取締役就任(現任)
 2019年11月 当社社外取締役就任(現任)
 2020年11月 当社取締役会議長就任

重要な兼職の状況

国際紙パルプ商事(株)(現 K P P グループホールディングス(株))社外取締役

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

事業会社役員として、海外のビジネスに携わるとともに、海外製造会社、販売会社の運営を通じた豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、当社取締役会の適切な意思決定の確保、ガバナンスの強化につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、矢野達司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 矢野達司氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、矢野達司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

もりやま ゆ き こ
森山裕紀子

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1976年3月20日生

所有する当社株式の数

- 株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

略歴、当社における地位、担当

2008年12月 弁護士登録 東京都内法律事務所所属
2010年10月 内閣府 参事官補佐 (情報公開法改正法案準備室)
2015年1月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所参画
パートナー弁護士 (現任)
2020年7月 和光市個人情報保護審査会委員 (現任)
2020年11月 当社社外取締役就任 (現任)

重要な兼職の状況

早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての豊富な経験とハラスメント問題、個人情報保護、ビジネス法務などに関する高度な専門知識を当社経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として法律及び多様性の見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、森山裕紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
2. 森山裕紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、森山裕紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 森山裕紀子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与していない者に該当いたしますが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

わたなべ まさや
渡部 眞也

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1958年 1月 31日生

所有する当社株式の数

- 株

取締役会への出席状況

- % (- 回 / - 回)

略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 (株)日立製作所入社
 2007年 4月 同社エンタープライズサーバ事業部長就任
 2009年 3月 日立グローバルストレージテクノロジーズ社(米国) 取締役チーフストラテジスト就任
 2012年 4月 (株)日立製作所執行役常務 情報・通信システム社CSO兼CIO就任
 2014年 4月 同社執行役常務 日立アメリカ社(米国) 取締役社長兼日立コンサルティング(米国) 会長就任
 2015年 4月 同社執行役常務 ヘルスケア社社長就任
 2017年 6月 一般社団法人 医療機器産業連合会会長就任
 2019年 4月 (株)日立製作所執行役常務 CISO兼Smart Transformation 強化本部長就任
 2020年 6月 みらかホールディングス(株)(現 H.U.グループホールディングス(株)) 取締役兼代表執行役副社長 COO&CIO就任
 2021年 6月 H.U.グループホールディングス(株)最高顧問(現任)
 2021年 7月 (株)ピポタル・パートナーズ設立 代表取締役社長就任(現任)

重要な兼職の状況

H.U.グループホールディング(株)最高顧問
 (株)ピポタル・パートナーズ 代表取締役社長

取締役候補者に関する特記事項

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社役員及び生産・研究開発の統括を務めた豊富なビジネス経験と経営手法等の幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、社外取締役として、社会的公正な決定及び経営監督の実効性向上を実現し、主として会社役員経験者及び生産・研究開発の統括経験者の見地から当社取締役会の適切な意思決定の確保につながるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 渡部眞也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
2. 当社は、各取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、渡部眞也氏の選任が承認された場合、上記と同内容の契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス」という。）の新規感染者数が減少傾向となる中、多くの国や地域では行動規制の撤廃や社会経済活動の正常化が進み、緩やかに回復基調となりました。一方で、ロシアとウクライナ情勢による原材料・エネルギー価格の高騰や、米欧の政策金利の大幅な利上げによる急激な円安の進行等により引き続き先行きが不透明な状況となっております。

このような環境下、当社グループにおきましては、「世界一の品質を世界のすみずみへ」を使命として、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画をスタートさせました。当社グループのさらなる成長を目指して営業・生産・開発の各機能のグローバル化を進めることでビジネスモデルの変革を行い、企業理念実現のための取り組みを着実に進めております。当連結会計年度においては、中期経営計画の重点製品であるNiTiロータリーファイルの量産体制構築と売上拡大に向けたマーケティング活動を強化するとともに、ドイツの子会社では新本社工場建設用の土地取得が完了し、2023年8月頃の完成を目指して建設を開始いたしました。さらに、国内ではグローバル生産体制の構築を目指してスマートファクトリー構想を推進し、今後の設計に向けた準備を進めてまいりました。

今後も中期経営計画に基づく成長戦略を着実に進めていくことにより、企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度における経営成績は以下のとおりです。

主にアジアと欧州における新型コロナウイルスからの需要回復並びに円安に伴う為替影響により、売上高は20,416百万円（前連結会計年度比18.8%増）となりました。適正在庫の見直しを目的とした在庫処分の影響により売上原価率は悪化したものの、売上高の増加等により営業利益は6,163百万円（同15.2%増）となりました。経常利益は為替差益が前連結会計年度より増加したこと等により7,544百万円（同32.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に計上された投資有価証券売却益がなくなったものの、経常利益が増加したこと等により5,290百万円（同23.3%増）となりました。

② セグメント別状況

(単位：百万円)

セグメントの名称	売上高	構成比	主要製品
サージカル関連製品	5,959	29.2%	手術用機器
アイレス針関連製品	6,250	30.6%	手術用針付縫合糸用針、手術用針付縫合糸、手術用縫合針
デンタル関連製品	8,206	40.2%	歯科用根管治療機器、歯科用回転切削機器、歯科材料
合計	20,416	100.0%	—

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,945百万円で、このうち主なものは国内工場内機械設備（主に新製品生産設備）、海外工場内機械設備（主に従来製品生産設備）、ドイツの子会社における新本社工場用の土地取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に係る所要資金につきましては、全額自己資金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

高齢化の進展及び医療技術の高度化は医療費の急増をもたらすことから、先進各国では医療費抑制政策が次々と打ち出されております。これらの医療制度改革に対応すべく、経営の効率化、経費削減やデジタル化が推し進められ、医療機関のコスト意識はより一層高まっております。また、原材料・エネルギー価格の高騰に加え、主要先進国での急激な利上げの加速等、今後も先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。その一方で、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率の増加に伴い社会経済活動の正常化が見込まれており、感染症予防意識の高まりによる市場の活性化、さらには新興市場においては、医療インフラの整備及び所得向上による需要の拡大も予想されます。

このような環境におきまして、当社グループは「世界一の品質」を経営の中核に据え、「真のグローバル企業」への変革を進めてまいります。

営業・販売面については、よりグローバルな視点でのマーケティング活動を強化することによって「地域密着型営業」を展開し、①新興市場の一人当たりGDP増加、症例数増加に伴う医療用消耗品需要の捕捉、ならびに②先進市場における新たなニーズをタイムリーに捕捉し、製品化に繋げるグローバルマーケティングを実現してまいります。新興市場の当面のターゲットは、中国、インド、ASEANといったアジアの成長著しい巨大市場ですが、東南アジアに新たな販売拠点の設立等を通じて、地域に根差したマーケティング活動を推進することで現地ユーザーニーズの把握及び販売網の拡大に努めてまいります。

先進市場向けの売上拡大については、新製品の開発・投入により実現してまいります。開発テーマの選定については「選択と集中」の方針をより鮮明化し、新たな独創技術の獲得、コア技術の深化及び上市スピードの向上を図ります。また、開発マーケティング及び営業部門との連携を強化することで日本のみならず海外の医師の声を取り入れるグローバルな新製品開発体制を構築してまいります。

生産面については、特にベトナム生産拠点であるMANI HANOI CO.,LTD.において、生産設備の自動化・省人化を進めることで生産効率を改善し、原価低減を図っていくとともに、AIの導入・スマートファクトリー構想を進めることで「世界一の品質」を揺るぎないものとする生産体制構築をしてまいります。また、ドイツ子会社では新本社・工場の建設を進め、歯科用修復材の生産キャパを拡大することで、将来の受注増に対応してまいります。さらに、医療機器メーカーとしての供給責任を果たすために、BCP対策を促進することで安定的な製品供給体制を構築してまいります。

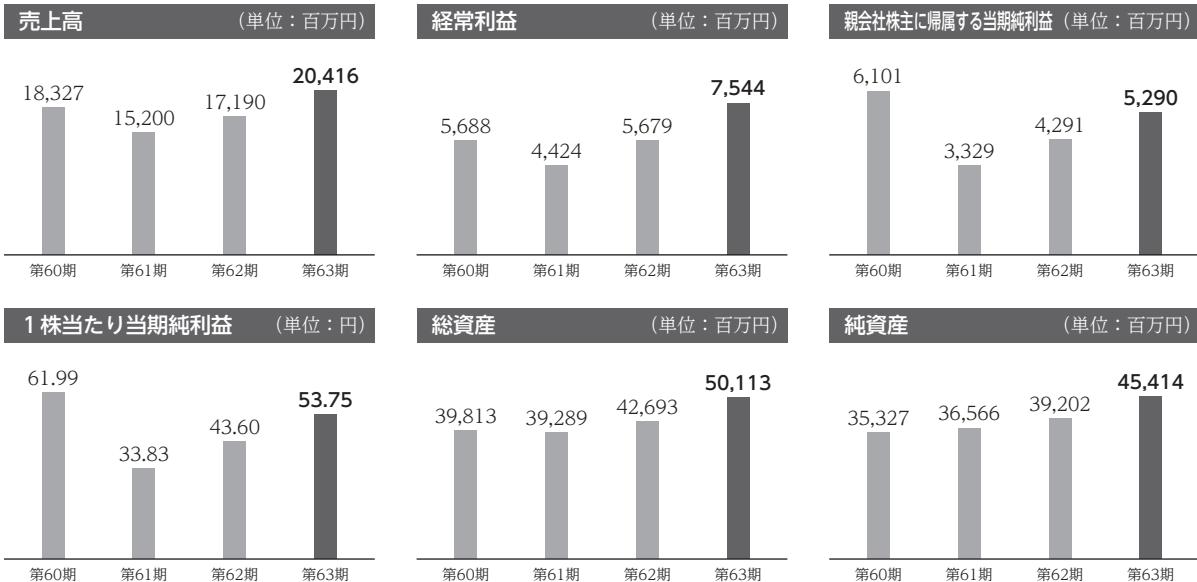
これらの活動を通じて、「良い製品」による「良い治療」を世界中の医療現場に普及させることで、世界の医療の質向上に貢献し、企業理念である「患者のためになり、医師の役に立つ製品の開発・生産・提供を通して世界の人々の幸福に貢献する」を実現してまいります。さらに持続的な成長と持続可能な社会の実現の両立を目指すべく、中期経営計画に掲げた「マニーサステナビリティ」を着実に推進してまいります。

一方、今後の持続可能な成長を実現するために十分な体制を維持強化すべく企業競争力の源泉となる人材への投資を増やしていき高度な専門知識や経験を有する人材を育成すると同時に、多様性の容認と働きがいのある職場環境の醸成を推進してまいります。さらに、海外でのオペレーションの拡大に伴い、海外拠点におけるガバナンスや内部統制の強化、ひいてはグループ内のコミュニケーションの活性化を通じたグループ全体としての企業理念、ビジョンの共有・浸透も優先的な課題として認識し、積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

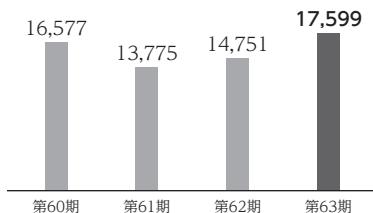
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



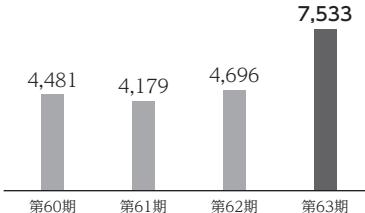
区 分	第 60 期 2018年 9月 1日から 2019年 8月 31日まで	第 61 期 2019年 9月 1日から 2020年 8月 31日まで	第 62 期 2020年 9月 1日から 2021年 8月 31日まで	第63期(当連結会計年度) 2021年 9月 1日から 2022年 8月 31日まで
売 上 高 (百 万 円)	18,327	15,200	17,190	20,416
経 常 利 益 (百 万 円)	5,688	4,424	5,679	7,544
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百 万 円)	6,101	3,329	4,291	5,290
1株当たり当期純利益 (円)	61.99	33.83	43.60	53.75
総 資 産 (百 万 円)	39,813	39,289	42,693	50,113
純 資 産 (百 万 円)	35,327	36,566	39,202	45,414

② 当社の財産及び損益の状況の推移

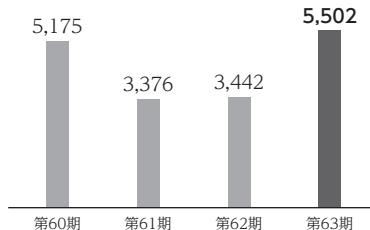
売上高 (単位：百万円)



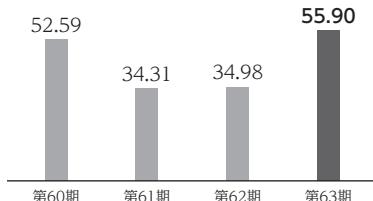
経常利益 (単位：百万円)



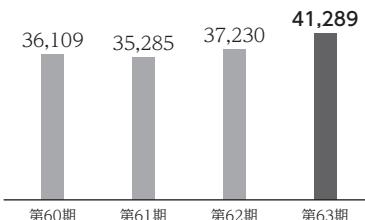
当期純利益 (単位：百万円)



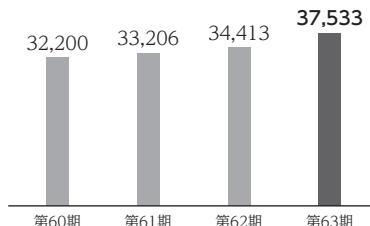
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



区 分	第 60 期 2018年9月1日から 2019年8月31日まで	第 61 期 2019年9月1日から 2020年8月31日まで	第 62 期 2020年9月1日から 2021年8月31日まで	第63期(当事業年度) 2021年9月1日から 2022年8月31日まで
売 上 高 (百万円)	16,577	13,775	14,751	17,599
経 常 利 益 (百万円)	4,481	4,179	4,696	7,533
当 期 純 利 益 (百万円)	5,175	3,376	3,442	5,502
1株当たり当期純利益 (円)	52.59	34.31	34.98	55.90
総 資 産 (百万円)	36,109	35,285	37,230	41,289
純 資 産 (百万円)	32,200	33,206	34,413	37,533

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により計算しております。
2. 第60期(連結)については、Schütz Dental GmbHの株式譲渡及びアイレス針関連製品の一部海外大口顧客の売上が減少し、売上高は前連結会計年度比8.8%減となりました。
3. 第61期(連結)については、新型コロナウイルスの世界的な流行に伴い、医療現場では外科手術・医療処置が減少したことにより、売上高は前連結会計年度比17.1%減となりました。
4. 第62期(連結)については、新型コロナウイルスからの回復基調により、サージカル及びデンタル関連製品の売上が増加し、売上高は前連結会計年度比13.1%増となりました。
5. 第63期(連結)については、前記「(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年8月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MANI HANOI CO.,LTD.(ベトナム)	7,825万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI YANGON LTD.(ミャンマー)	380万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.(ラオス)	300万米ドル	100%	当社製品の加工
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.(ベトナム)	40万米ドル	100%	当社グループ製品の販売
馬尼(北京)貿易有限公司(中国)	700万元	100%	当社製品の販売
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED (インド)	49百万ルピー	100%	当社グループ製品の販売 当社の業務請負
マニー・リソースズ株式会社	15百万円	100%	当社の業務請負
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (ドイツ)	25千ユーロ	100%	歯科修復材等の開発・製造・販売

(11) 主要な事業内容（2022年8月31日現在）

- ① 医療機器の製造販売
- ② 医療機器の輸入販売
- ③ その他上記に付帯する一切の業務

上記医療機器の現状内容は手術用縫合針（アイレス縫合針、アイト縫合針）、手術用針付縫合糸、手術用縫合器、眼科ナイフ、歯科用根管治療機器（リーマ・ファイル等）、歯科用回転切削機器（ダイヤモンド等）、歯科材料です。

(12) 主要な営業所及び工場（2022年8月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	(清原工場) 栃木県宇都宮市清原工業団地8番3 (高根沢工場) 栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津743番地
MANI HANOI CO.,LTD. (子 会 社)	(フーエン第1工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen (フーエン第2工場) VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
MANI YANGON LTD. (子 会 社)	MYANMAR, YANGON
MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD. (子 会 社)	LAO PDR, VIENTIANE Province
MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD. (子 会 社)	VIETNAM, THAI NGUYEN Province Pho Yen
馬尼(北京)貿易有限公司 (子 会 社)	中国北京市
MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED (子 会 社)	INDIA, DELHI
マニー・リソーシズ株式会社 (子 会 社)	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH (子 会 社)	GERMANY, HESSEN

(13) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
サージカル関連製品	553 (3) 名	43名減 (2名増)
アイレス針関連製品	1,233 (19) 名	130名増 (18名増)
デンタル関連製品	1,207 (17) 名	9名増 (10名増)
全社 (共通)	424 (12) 名	8名増 (9名増)
合計	3,417 (51) 名	104名増 (39名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
350 (2) 名	17名増 (2名減)	42.0歳	15.4年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 356,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 106,911,000株
- (3) 株主数 16,899名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	13,367,400 ^株	13.58 [%]
マニックス株式会社	11,100,000	11.28
松谷技研株式会社	5,084,000	5.17
株式会社日本カストディ 銀行（信託口）	4,334,300	4.40
公益財団法人マニー 松谷医療奨学財団	2,700,000	2.74
松 谷 貫 司	2,269,800	2.31
松 谷 正 光	2,264,400	2.30
CEPLUX THREAD NEEDED (LUX)	2,048,300	2.08
株 式 会 社 正 光	2,048,000	2.08
松 谷 正 明	2,011,500	2.04

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が8,484,468株あります。
2. 持株比率は自己株式8,484,468株を控除して計算しております。
3. 2022年1月21日付で、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから大量保有報告書が公衆の縦覧に供されております。直近の当該大量保有報告書において、2022年1月14日現在で同社が4,944,035株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況（2022年8月31日現在）

①取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	齊藤雅彦	
取締役	高橋一夫	
取締役会副議長	高井壽秀	指名委員、報酬委員
取締役会議長	森川道男	
取締役	松田道春	指名委員長、報酬委員、監査委員 松田公認会計士事務所所長 (株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員 (株)オーブドア社外監査役
取締役	矢野達司	監査委員長、指名委員 国際紙パルプ商事(株)（現 K P P グループホールディングス(株)）社外取締役
取締役	森山裕紀子	報酬委員長、監査委員 早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役森川道男氏、松田道春氏、矢野達司氏、森山裕紀子氏は、社外取締役であります。なお、当社は森川道男氏、松田道春氏、矢野達司氏、森山裕紀子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役松田道春氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして監査委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。
4. 国際紙パルプ商事(株)は、2022年10月1日付で持株会社体制へ移行し、K P P グループホールディングス(株)に社名変更しております。

②執行役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	齊藤雅彦	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者） 開発本部長 CTO（最高技術責任者）
執行役副社長	高橋一夫	企画本部長 CFO（最高財務責任者） GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbH 取締役会長 馬尼（北京）貿易有限公司監事
執行役	松本英夫	生産本部長 CMO（最高製造責任者） MANI HANOI CO.,LTD.取締役会長 MANI YANGON LTD.取締役会長 MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.取締役会長
執行役	村井秀行	管理本部長 CHRO（最高人事責任者） 品質安全管理本部長 CQO（最高品質責任者） マニー・リソース株式会社取締役社長
執行役	前原健太郎	CNBO（最高新規ビジネス創設責任者） 馬尼（北京）貿易有限公司総経理兼董事兼法定代表人
執行役	稲富健太郎	営業本部長 CSO（最高販売責任者） MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.取締役会長 馬尼（北京）貿易有限公司董事長 MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED 取締役会長

- (注) 1. 齊藤雅彦氏、高橋一夫氏は、取締役と執行役を兼務しております。
 2. 高井壽秀氏、高瀬敏之氏は、2021年11月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
 3. 執行役村井秀行氏、前原健太郎氏、稲富健太郎氏は、2021年11月24日開催の第62期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
 4. 当事業年度末日後の執行役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
齊藤 雅彦	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者） 開発本部長 CTO（最高技術責任者）	CEO（最高経営責任者） COO（最高業務執行責任者）	2022年9月1日
前原 健太郎	CNBO（最高新規ビジネス創設責任者） 馬尼（北京）貿易有限公司総経理 兼董事兼法定代表人	開発本部長 CTO（最高技術責任者） CNBO（最高新規ビジネス創設責任者） 馬尼（北京）貿易有限公司総経理 兼董事兼法定代表人	2022年9月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役ならびに管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の総額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の報酬委員会は、社外取締役が過半数で構成されており、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり定めております。報酬委員会は当該方針及び他社の報酬水準等を踏まえ、取締役及び執行役の基本報酬及び業績連動報酬等の報酬制度の構築ならびに個人別の報酬額につき審議・決定しており、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別報酬等についても当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社は「企業価値向上のための当社に適した人材の確保に必要な報酬水準」を基本方針とし、「企業価値向上のための当社に適した取締役及び執行役の確保に必要な報酬水準を設定するとともに、インセンティブを付与する報酬体系を構築し、透明で適正な運用を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを報酬委員会の役割としております。

b. 取締役報酬に関する方針

取締役報酬は、基本報酬により構成しております。基本報酬は委任する仕事量相当額とし、退職慰労金制度は設けておりません。また、執行役を兼務する場合は取締役としての報酬は支給しておりません。

c. 執行役報酬に関する方針

執行役報酬は、基本報酬、業績連動報酬及びパフォーマンスユニット（インセンティブプラン）により構成しております。基本報酬は当社経営環境・他社水準などを考慮して仕事に打ち込むに必要なかつ十分な額とし、業績連動報酬は、連結営業利益に関する複数の評価指標の達成度に応じて支給しております。また、執行役の退任に際しては、役員退職慰労金を支給しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	パフォー マンス ユニット	退職慰 労金	
取 締 役 (うち、社外取締役)	43 (36)	43 (36)	- (-)	- (-)	- (-)	5名 (4名)
執 行 役	237	135	71	-	30	8名
合 計	280	179	71	-	30	13名

- (注) 1. 上表には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した執行役2名を含んでおります。なお、期末現在の人員は取締役7名、執行役6名で、取締役のうち2名は執行役を兼務しております。
2. 取締役と執行役の兼任者には取締役としての報酬は支給せず、執行役の欄に執行役としての総額を記載しております。
3. 退職慰労金には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。
4. 上記のほか、当事業年度において受けた又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額（当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額を除く）は、次のとおりであります。
- ・当事業年度中に退任した執行役2名に対する役員退職慰労金 33百万円

③業績連動報酬等に関する事項

a. 業績連動報酬

執行役に支給する業績連動報酬は、執行役就任時の期に属する9月1日から8月31日までの1年間における連結営業利益の「直近過去2期平均比達成度係数」、「過去最高期比達成度係数」に月額固定報酬額を乗じた額の和を支給しております。当該指標に「連結営業利益の伸び率」を選択した理由は、当社グループの企業価値向上の方針に沿うためであります。

月額基本報酬×「直近過去2期平均比達成度係数」＋月額基本報酬×「過去最高期比達成度係数」

- (注) 1. 「直近過去2期平均比達成度係数」は、執行役就任期の前期及び前々期の連結営業利益平均額に対する当該事業年度の連結営業利益の達成率（伸び率）から下表より算定します。
 2. 「過去最高期比達成度係数」は、直近の過去4期最高期連結営業利益に対する当該事業年度の連結営業利益の達成率（伸び率）から下表より算定します。
 3. 達成率（％）が100％未満の場合、達成度係数はゼロとします。
 4. 業績連動報酬は、執行役の月額基本報酬の10か月分相当額を上限とします。
 5. 従業員の決算賞与が支給されない場合、また、算定した業績連動報酬を当該事業年度の連結営業利益から差し引いた額が前期比マイナス、あるいはマイナスとなることが予想される場合は、いずれも支給しません。

達成率（％）	達成度係数
130≤	5.0
125	4.2
120	3.3
115	2.5
110	1.7
105	0.8
100	0.0

※上表に表示のない達成率（％）については、表示された達成率間を直線とみなして達成度係数を算定します。また、当該達成度係数は、四捨五入して、小数点以下第1位までとします。

＜当連結会計年度における当該指標の目標、実績＞

	目標	実績	達成率	達成度係数	達成度係数合計
直近過去2期平均比達成度係数	4,844百万円	6,163百万円	127.2%	4.5	5.3
過去最高期比達成度係数	5,865百万円	6,163百万円	105.1%	0.8	

b. パフォーマンスユニット

定時株主総会翌日（基準期）に在籍する執行役に対して、役職に応じたユニット数を付与し、基準期から3期後の「連結売上高」「連結営業利益」「株価」の目標値を設定します。当該期間経過後、各目標値に対するパフォーマンス（「連結売上高3割」「連結営業利益5割」「株価2割」で組み合わせた達成率）にユニット数とユニット額を乗じた金額を取締役及び執行役に支給しております。1ユニット当たりの支給金額（ユニット額）については毎期報酬委員会にて決定しております。当該指標に「連結売上高の伸び率」「連結営業利益の伸び率」を選択した理由は、当社グループの企業価値向上の方針に沿うためであり、「株価」を選択している理由は、株主との価値共有を進めるためであります。

<当連結会計年度における当該指標の目標、実績>

	目標	実績	比重	達成率	達成率合計
連結売上高	27,500百万円	17,190百万円	30%	△82%	△120%
連結営業利益	7,528百万円	5,348百万円	50%	△47%	
株価	2,514円	2,070円	20%	9%	

(注) 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。株価につきましては、当該株式分割の影響を考慮した金額を記載しております。なお、株価実績については、2021年9月1日から2022年11月18日までの平均株価終値にて算定しております。

〈ご参考〉譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2022年10月26日開催の報酬委員会において、当社の執行役（以下「対象役員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入する方針について決議いたしました。

〈本制度の概要〉

本制度は、役員退職慰労金の廃止も含め、従来からのパフォーマンスユニット等の長期インセンティブ報酬制度を改め、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する「中期経営計画達成要件RS」と中期経営計画ラップ目標達成等によって付与され一定期間継続して対象役員の地位にあることを条件として譲渡制限を解除する「中期経営計画ラップ目標達成要件RS」の二種類で構成されます。

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項にかかる各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象役員への金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結することとし、その内容としては、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等が含まれることといたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長、(株)サイゼリヤ社外取締役監査等委員及び(株)オープンドア社外監査役を兼務しております。当社と松田公認会計士事務所、(株)サイゼリヤ及び(株)オープンドアとの間には特別の関係はありません。
- ・矢野達司氏は、国際紙パルプ商事(株)（現K P Pグループホールディングス(株)）社外取締役を兼務しております。当社と国際紙パルプ商事(株)（現K P Pグループホールディングス(株)）との間には特別の関係はありません。
- ・森山裕紀子氏は、早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と早稲田リーガルコモンズ法律事務所との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	森 川 道 男	当事業年度開催の取締役会及び監査委員長退任前開催の監査委員会のすべてに出席し、会社役員及び生産・研究開発の統括経験者としての見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	松 田 道 春	当事業年度開催の取締役会、指名委員会及び報酬委員会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	矢 野 達 司	当事業年度開催の取締役会、ならびに指名委員及び監査委員長就任後開催の指名委員会及び監査委員会のすべてに出席し、事業会社役員経験者の見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。
取 締 役	森 山 裕 紀 子	当事業年度開催の取締役会、報酬委員会及び監査委員会、ならびに指名委員退任前開催の指名委員会のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び審議・決定を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社の子会社であるMANI HANOI CO.,LTD.、MANI YANGON LTD.、MANI VIENTIANE SOLE.CO.,LTD.、MANI MEDICAL HANOI CO.,LTD.、馬尼（北京）貿易有限公司、MANI MEDICAL INDIA PRIVATE LIMITED、GDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、企業不祥事を防ぐ方法のひとつとして、会計監査人との間で良好な緊張関係を維持しつつ、会計監査を受ける環境を整備するために、原則5年（ただし、特別な事情がある場合は7年）を超えて同一の会計監査人を再任しないことを基本方針としております。

また、会計監査人の選任にあたっては、適切かつ効率的な監査が実施できる能力と人材の基準を満たした公認会計士の属する監査法人を選任することとし、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、それらを有効活用した成長戦略を推し進めることで積極的な株主還元を継続的に実現してまいります。内部留保資金は研究開発投資、生産設備投資、在外子会社の体制強化、及び販売マーケティング活動の強化に充てております。

当期の配当につきましては、当期業績を勘案しつつもこの方針に基づき、1株当たり30円（中間配当12円、期末配当18円）と決定させていただきました。

次期の配当につきましては、この方針及び業績見通しを勘案し、1株当たり33円(中間配当14円、期末配当19円)とする予定であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会が決議した内容の概要は以下のとおりです。

①当社の執行役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの経営基本方針にある「順法精神」及び行動規範にある「Integrity（誠実さ）」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを当社グループ社員に徹底する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」を整備し、運用管理する。さらに、コンプライアンス体制については、「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、そのマニュアルについて研修を実施する。

②当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む。）で保存する。取締役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備する。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「海外子会社安全確保規程」、ISO13485（品質）、ISO14001（環境）、ISO45001（労働安全衛生）における危機管理関係規定等により運用管理する。

④当社の執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」、「執行役規程」により運用管理する。また、代表執行役社長は、執行役会審議、取締役会審議承認を経て事業年度毎に当社グループ全体の方針目標を定め、それを各執行役及び各マネジャーに伝達し、各マネジャー及び子会社関係者は、その目標（予算を含む。）達成のために「職務権限規程」等の社内規程に従い各部門の具体的目標を立案し、効率的な達成の方法を定める。それを執行役会が定期的に進捗をレビューし、また、取締役会が業務チェック（法令順守・業務効率）を実施し、改善を促すなど、全社的な業務の効率化を実現する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ各社間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行い、子会社の財務状況その他の重要な情報については、当社へ定期的な報告を義務づける。また、当社及び子会社から成る企業集団の機能または業務区分毎に、それぞれの責任を負う執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任をこれに与え、本社の監査室、内部監査人グループ及び監査委員会が主体となる内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行う。また、「執行役規程」、「関係会社管理規程」、「内部監査規程」により運用管理する。

⑥当社監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑦前号の使用人の当社執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課ならびに転入及び転出は監査委員会の事前同意を要するものとし、当該使用人が職務を執行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮する。また、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署を兼務せず、専ら監査委員会の指揮命令に従う。また、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により運用管理する。

⑧当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人、ならびに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

当社グループ社員は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査委員会に対して報告を行う。さらに、当社の監査室及び内部監査人グループは、定期的に当社監査委員会に対して報告を行い、当社グループにおける内部監査の状況等を報告する。また、「監査委員会に対する報告に関する規程」により運用管理する。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会へ報告を行った当社グループ社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ社員に周知する。また、子会社の規模及び業態等に応じて「内部通報制度運用規程」を整備し、運用管理する。

⑩監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

①その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、必要に応じて取締役会毎に報告し、意見交換をする。また、監査委員は、執行役からの四半期毎の報告を取締役会で聴取する。監査委員には会社役員経験者、弁護士、公認会計士等を選任し、監査業務に関し適正な運営を担保する。さらに、関連する規程「監査委員会規程」、「監査委員会に対する報告に関する規程」、「執行役規程」により運用管理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当該基本方針については毎年取締役会にてレビューを行うなど、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全社員を対象に研修を実施し、法令順守ならびに内部通報制度の適切な運用について教育を行っております。さらに、「コンプライアンス・マニュアル」及び「行動規範」を全社朝礼等で繰り返し伝えること等により、当社の経営基本方針に定める順法精神があらゆる企業活動の前提となることを周知・徹底しております。

リスク管理体制については、危機管理担当執行役を選任し、経営に重要な影響を与えるリスクへの対応を図る体制をとっており、その対応状況については、取締役会及び取締役会でフォローしております。

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する取組み

■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役7名（うち社外取締役4名）及び執行役6名（兼務取締役2名を含む）により構成しています。

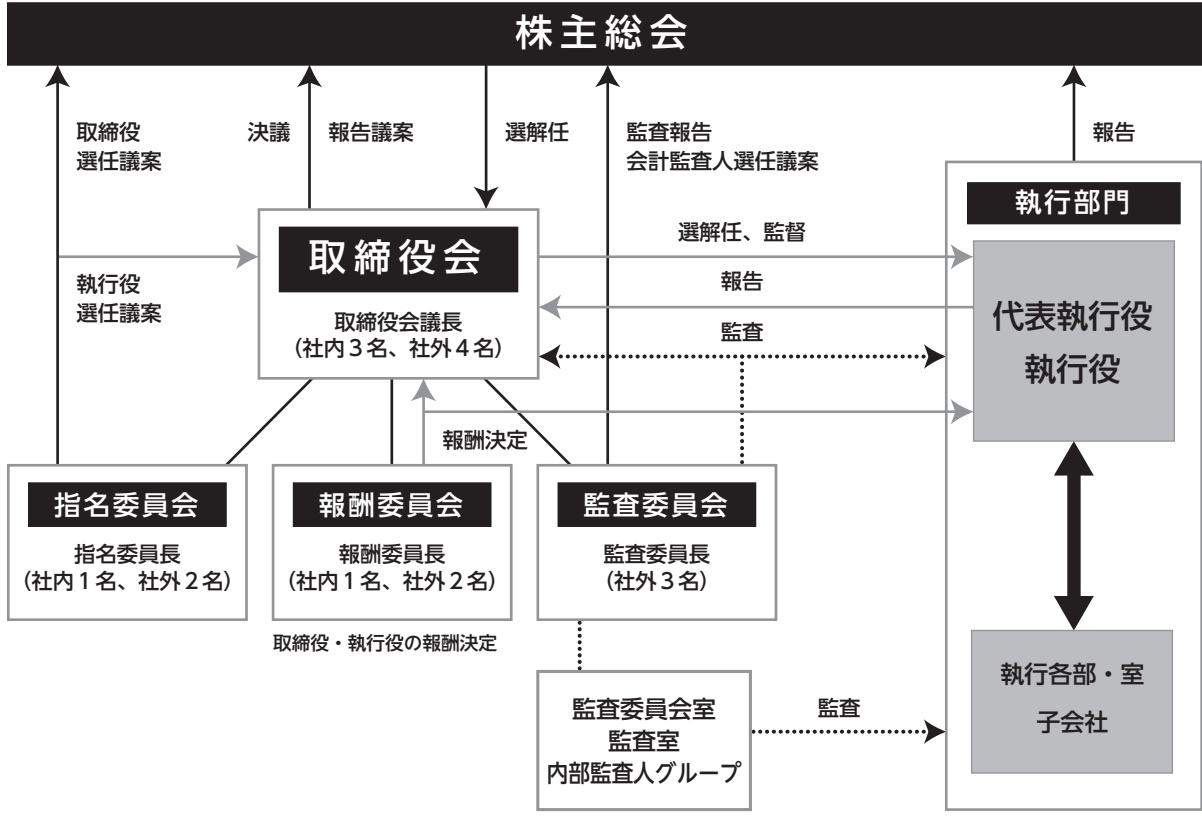
業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が、重要な会社の意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が、担当業務毎に、権限が強化され、迅速で効率的な業務執行を実現しています。

各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）の委員は、過半数が社外取締役により構成しています。

各委員会の概要として、「指名委員会」は定時株主総会に提出する取締役候補ならびに取締役会に提出する執行役候補を決定し、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等を決定し、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の違法性／妥当性監査と会計監査人選任案を決定します。

また、当社グループの業務執行上の重要案件（取締役会決議事項を除く）については、執行役全員で構成する執行役会にて審議・決定することとしており、上記のほか、本部間調整案件の審議、職務権限上自己決裁に当たる場合の牽制のための協議と承認、その他の全社の重要事項等の報告も当該会議にて行っております。

■コーポレート・ガバナンス体制図



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[32,503]	流 動 負 債	[3,784]
現金及び預金	22,729	買掛金	111
受取手形	206	未払金	934
売掛金	1,946	リース債務	87
商品及び製品	778	未払法人税等	1,148
仕掛品	3,639	賞与引当金	639
原材料及び貯蔵品	2,062	その他	861
その他	1,152	固 定 負 債	[914]
貸倒引当金	△12	リース債務	30
固 定 資 産	[17,610]	役員退職慰労引当金	59
(有形固定資産)	(15,486)	退職給付に係る負債	589
建物及び構築物	4,475	資産除去債務	201
機械装置及び運搬具	4,932	その他	34
工具器具備品	301	負 債 合 計	4,698
土地	4,353	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,309	株 主 資 本	[41,578]
その他	115	資 本 金	988
(無形固定資産)	(1,034)	資 本 剰 余 金	1,036
ソフトウェア	84	利 益 剰 余 金	42,678
その他	949	自 己 株 式	△3,125
(投資その他の資産)	(1,089)	その他の包括利益累計額	[3,836]
投資有価証券	342	その他有価証券評価差額金	21
繰延税金資産	547	為替換算調整勘定	3,845
保険積立金	175	退職給付に係る調整累計額	△30
その他	23	純 資 産 合 計	45,414
資 産 合 計	50,113	負 債 純 資 産 合 計	50,113

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		20,416
売上総利益		7,841
販売費及び一般管理費		6,411
営業外収益		6,163
受取利息及び配当金	112	
投資事業組合運用益	13	
為替差益	1,257	
その他	50	1,434
営業外費用		
支払利息	2	
シンジケートローン手数料	3	
外国付加価値税等	6	
未稼働用地関連費用	36	
その他	5	54
経常利益		7,544
特別利益		
保険解約返戻金	28	
固定資産売却益	6	
受取保険金	1	37
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	72	
減価償却損	21	
役員退職慰労金	33	
火災損失	2	
訴訟関連費用	32	161
税金等調整前当期純利益		7,419
法人税、住民税及び事業税	2,319	
法人税等調整額	△190	2,129
当期純利益		5,290
親会社株主に帰属する当期純利益		5,290

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	988	1,036	39,750	△3,125	38,650
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,362		△2,362
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,290		5,290
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,928	△0	2,927
当 期 末 残 高	988	1,036	42,678	△3,125	41,578

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	41	571	△60	552	39,202
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△2,362
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					5,290
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△19	3,273	30	3,283	3,283
連結会計年度中の変動額合計	△19	3,273	30	3,283	6,211
当 期 末 残 高	21	3,845	△30	3,836	45,414

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

マニ－株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 筑紫 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マニ－株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニ－株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の

注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第63期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 矢野達司 印

監査委員 松田道春 印

監査委員 森山裕紀子 印

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	[24,011]	流 動 負 債	[3,209]
現金及び預金	15,154	買掛金	859
受取手形	206	未払金	442
売掛金	2,254	未払費用	302
商製品	6	未払法人税等	1,057
製品	397	前受金	89
仕掛品	1,658	預り金	20
原材料及び貯蔵品	1,039	賞与引当金	417
前渡金	4	その他	20
前払費用	142	固 定 負 債	[545]
関係会社短期貸付金	755	退職給付引当金	463
未収入金	1,666	役員退職慰労引当金	59
その他の他	729	預り保証金	23
貸倒引当金	△3	負 債 合 計	3,755
固 定 資 産	[17,277]	純 資 産	の 部
(有形固定資産)	(6,114)	株 主 資 本	[37,511]
建築物	1,176	(資本金)	(988)
構築物	39	(資本剰余金)	(1,036)
機械装置	591	資本準備金	1,036
車両運搬具	2	(利益剰余金)	(38,612)
工具器具備品	186	利益準備金	91
土地	3,893	その他利益剰余金	38,520
建設仮勘定	224	別途積立金	32,965
(無形固定資産)	(539)	繰越利益剰余金	5,555
ソフトウェア	26	(自己株式)	(△3,125)
その他	512	評価・換算差額等	[21]
(投資その他の資産)	(10,623)	その他有価証券評価差額金	21
投資有価証券	342	純 資 産 合 計	37,533
関係会社株式	8,900	負 債 純 資 産 合 計	41,289
関係会社長期貸付金	786		
繰延税金資産	410		
保険積立金	175		
その他	6		
資 産 合 計	41,289		

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	17,599
売上原価	8,982
売上総利益	8,617
販売費及び一般管理費	4,391
営業利益	4,225
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,918
投資事業組合運用益	13
為替差益	1,394
その他	22
営業外費用	
支払利息	0
シンジケートローン手数料	3
未稼働用地関連費用	36
経常利益	7,533
特別利益	
保険解約返戻金	28
固定資産売却益	6
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	67
役員退職慰労金	33
訴訟関連費用	32
税引前当期純利益	7,435
法人税、住民税及び事業税	1,976
法人税等調整額	△43
当期純利益	5,502

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別 積	途 立 金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	988	1,036	1,036	91	31,865	3,515	35,472	△3,125	34,371	
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立					1,100	△1,100	-		-	
剰余金の配当						△2,362	△2,362		△2,362	
当 期 純 利 益						5,502	5,502		5,502	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,100	2,040	3,140	△0	3,140	
当 期 末 残 高	988	1,036	1,036	91	32,965	5,555	38,612	△3,125	37,511	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	41	41	34,413
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△2,362
当 期 純 利 益			5,502
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△19	△19	△19
事業年度中の変動額合計	△19	△19	3,120
当 期 末 残 高	21	21	37,533

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

マニ－株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 筑紫 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マニ－株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の

結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第63期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

マニー株式会社 監査委員会

監査委員長 矢野達司 印

監査委員 松田道春 印

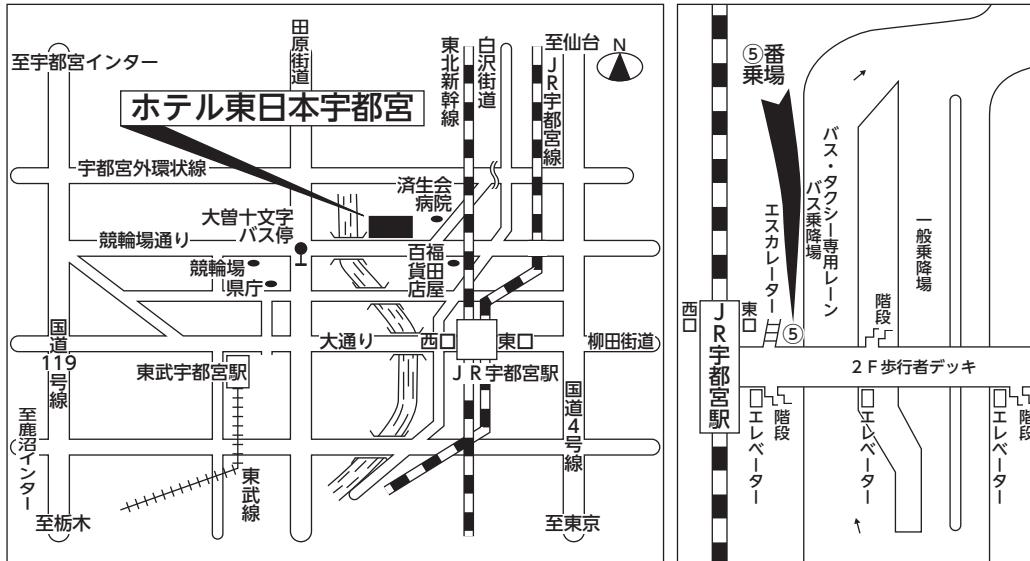
監査委員 森山裕紀子 印

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

所在地 栃木県宇都宮市上大曾町492番地1
開催場所 ホテル東日本宇都宮 3階「大和」
電話 (028) 643-5555 (代表)
<http://www.hotelhigashinihon.com/>



◆株主様専用バスのご案内◆

JR宇都宮駅東口バス乗降場⑤番乗場：午前9時30分発及び午前9時40分発
当日は、当社係員がJR宇都宮駅東口におり、ご案内をさせていただきます。
また、お帰りの際もJR宇都宮駅までの専用バスをご用意しております。
新型コロナウイルス感染拡大防止策として、各バスともに座席間隔を広めにとらせていただきます。その結果、例年よりも座席数が少なくなっております。

◆路線バスのご案内◆

JR宇都宮駅西口バスターミナル⑤番乗場
・ニュー富士見行、中里原行、玉生行、宇都宮美術館行、宇都宮グリーントウン行、帝京大行等、「大曾十文字」下車、徒歩5分
・竹林経由又は済生会病院経由 富士見が丘団地行、「河内庁舎正門」下車、目前

◆お車でお越しの株主様へのご案内◆

宇都宮インターから約20分・JR宇都宮駅から約10分・東武宇都宮駅から約15分
ホテルには無料駐車場がございますが、混雑する可能性がありますので、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

株主総会終了後の懇談会ならびに製品展示につきましては諸般の事情を鑑み、中止させていただきます。

また、株主総会当日にお配りしていたお土産は、取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願いいたします。